

いもジェンヌ農商工連携協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、いもジェンヌ農商工連携協議会（以下「協議会」という）という。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局を、新潟みらい農業協同組合西グリーンセンター内に置く。

(目的)

第3条 この協議会は、西区の砂丘地で生産されるかんしょ「いもジェンヌ」の特産品化と生食及び加工による商品づくりを通して、生産地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- ① いもジェンヌの生産拡大と販路開拓
- ② いもジェンヌを活用した商品及び加工品の研究、開発
- ③ いもジェンヌを活用した生産地域の商工会との連携による地域活性化
- ④ その他目的達成に必要な事業

(協議会の会員)

第5条 この協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- ① 農業者（生産者）
- ② 新潟西商工会
- ③ 赤塚商工会
- ④ 新潟市西区農政商工課
- ⑤ 新潟みらい農業協同組合

(オブザーバー)

第6条 この協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から会議において選任する

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- 3 監事は協議会の会計を監査する

(役員任期)

第9条 役員任期は選任後の最初の通常総会の終了までとし、再任は妨げない。ただし、欠員により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は会長が招集し、年1回開催する。

- 2 議長は会長があたる。
- 3 必要に応じて臨時総会を開催することができる
- 4 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。
- 5 総会に附議する事項は次のとおりとする。
 - ① 規約の制定、改廃に関する事項
 - ② 事業計画及び収支予算に関する事項
 - ③ 事業報告及び収支決算に関する事項
 - ④ 経費の賦課徴収に関する事項
 - ⑤ 役員等の選出に関する事項
 - ⑥ その他重要な事項

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金並びにその他収入をもってこれにあてる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、事業執行に関する細部については別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月23日から施行する。